

岩手県監査委員告示第34号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月12日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 喜 多 正 敏
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立水沢商業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年11月27日

イ 本監査実施日 平成26年12月25日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年2月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、120,575円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた平成26年度分の扶養手当及び期末手当については、平成27年1月15日に返納した。また、過年度分の扶養手当及び期末手当については、平成27年3月9日に返納した。 今後は、別居している扶養親族への仕送り方法について、職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立福岡工業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年10月30日

イ 本監査実施日 平成26年12月12日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年2月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 建物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 建物の管理については、平成26年11月6日に財産管理簿から除籍を行った。 今後は、財産管理簿と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。
イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、607,950円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 物品の管理については、平成26年11月13日に備品登録を行った。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。